

<部会細則>

「公益社団法人日本技術士会応用理学部会細則」

序 文

本細則は、日本技術士会定款細則第6章にもとづき定めたものである。

第1章 総 則

第1条 本部会は、公益社団法人日本技術士会応用理学部会（以下「部会」という）と称する。

第2条 部会は、応用理学部門における技術士の品位の保持、資質の向上、並びに公益社団法人日本技術士会（以下「本会」という）の発展を図るとともに、技術士業務の啓発、技術士制度の普及を図り、もって科学技術の向上、国民経済の発展、公益確保及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

第3条 部会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 本会及び他部会との連絡と情報交換を図るとともに、本会が行う事業活動に協力すること。
- (2) 応用理学部門における技術士業務の啓発、技術士制度の普及を図ること。
- (3) 応用理学部門に関する研修会、講演会、見学会等を開催すること。
- (4) 部会に属する会員相互の連絡、協力、情報交換、技術士業務の連携を図ること。
- (5) 所属部会員の親睦を図ること。
- (6) その他部会に関する事項

第2章 部 会 員

第4条 部会員は、応用理学部門の会員及び準会員とし、会員は技術士第二次試験の合格者で登録し本会に入会した者、準会員は技術士第二次試験の合格者で未登録の者並びに技術士第一次試験の合格者で本会に入会した者とする。

第5条 部会員は、本会に入会をもって部会員とし、退会したときは部会も退会する。

第3章 役 員

第6条 役員は、部会に属する第4条の会員及び準会員の中から定める。

第7条 部会に次の役員を置く。

部会長	1名
副部会長	若干名
幹事（会計幹事を含む）	若干名
部会監事	1名
部会顧問	若干名
部会常任顧問	若干名

第8条 部会長は、部会に属する会員の互選によって定める。

第9条 副部長、幹事及び部会監事は、部会に属する会員及び準会員の中から年度大会の承認を経て、部会長が委嘱する。

第10条 部会顧問、部会常任顧問は、部会に対し特に功労のあった会員で、次の各号のいずれかに該当する者とし、年度大会の承認を経て部会長が委嘱する。

- (1) 理事又は監事の在任期間が1期2年以上ある者
- (2) 部会長の在任期間が1期2年以上ある者
- (3) 別表で定める評価点の累積点が、100点以上ある者

別表			
No.	名称	評価点	備考
1	理事、監事	10点/年	任期途中退任、又は、次点繰上げにより、2年に満たない者
2	評議員	5点/年	
3	委員長（常設委員会、調査委員会、特別委員会、実行委員会及び選挙管理委員会）	8点/年	
4	副委員長（同上委員会）	6点/年	
5	委員（同上委員会）	5点/年	
6	部会長	8点/年	任期途中退任、又は、その後任者で2年に満たない者
7	副部長	6点/年	
8	部会の役員（幹事など）	5点/年	

ただし、対象者の在任期間の1年未満については、6ヶ月未満は切捨て、6ヶ月以上は切上げをし、1年単位での期間計算を行う。

第11条 部会長は、部会を代表し、部会の事務を統括し、部会の会議の議長となる。

2 副部長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代行する。

第12条 幹事は、部会長を補佐し事務を審議し担当・処理する。

2 部会監事は、部会の会計等について監査を行う。

3 部会監事は、幹事会に出席して、意見を述べることができる。

4 部会顧問は、相談を受けて意見を述べるができる。

5 部会常任顧問は、部会の相談役として部会長を補佐し事務を支援する。

第13条 役員任期は2ヶ年とする。ただし再任を妨げない。

2 副部長、幹事又は部会監事に欠員が生じ、部会長が補充の必要を認めたときは、部会長が選任する。

3 補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、任期終了後も、後任者の就任が決まるまで引き続きその任務を行う。

## 第4章 会議

第14条 部会の会議は、年度大会、例会、幹事会、顧問会とし、部会長が召集する。

第15条 年度大会は、本細則に規定するもののほか、次の事項を審議決定する。

- (1) 事業及び事務に関する事項
- (2) 予算、決算に関する事項
- (3) 幹事会において年度大会に付議する必要があると認めた事項
- (4) 本細則の変更または廃止に関する事項

第16条 年度大会は、部会員である会員及び準会員をもって構成し、部会員の20分の1以上の出席を要する。ただし、委任状も含む。

2 年度大会の議決は、出席者の多数をもって議長が決定する。

第17条 例会は、原則として毎月開催する。

例会中の講演会には非会員の参加を妨げない。

第18条 幹事会は、本細則に規定するもののほか、次の事項を審議し処理する。

- (1) 年度大会の開催並びに提出する議案に関する事項
- (2) 部会運営及び事業活動に関する事項
- (3) その他部会長が必要と認めた事項

第19条 幹事会は、部会長、副部会長、幹事をもって構成し、構成員の2分の1以上の出席を要する。

2 幹事会の議決は第16条を準用する。

第20条 部会業務の円滑を図るため、常設または臨時の各委員会を置くことができる。

## 第5章 会計

第21条 部会の事業及び会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第22条 部会の経費は、次に掲げる収入をもって支弁する。

- (1) 部会補助金
- (2) 行事参加費

第23条 部会長は、毎会計年度の終了後、次の書類を定められた様式で作成し、幹事会の審議を経て、監査を受け、年度大会に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書

第24条 部会監事は、監査の結果を年度大会に報告しなければならない。

第25条 部会長は、毎年度次の書類を作成し、幹事会の議を経て、年度大会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

第26条 部会長は、各事業年度の事業計画、収支予算及び事業報告、収支決算を、会長に報告しなければならない。

付 則 本細則の変更は、部会員の発議をもって改正の検討を開始し、年度大会の承認で改正を有効とする。

2 今後、本会が部会共通規則など部会運営に関する規則を定めた場合には、その規則を優先とし、本細則は適宜改正を行う。

3 本細則は、平成29年5月16日の年度大会における承認をもって成立し、即日施行する。

以上